

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに 対する水道料金等のお支払期限延長の取扱いについて

岩泉町上下水道課

新型コロナウイルスの影響により水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」）のお支払いが困難な方は、お支払い期限を令和2年7月末日まで延長しますので、お問い合わせ先までご相談ください。

Q. 対象者は？



A. ① 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いにより、水道料金等の支払いの手続きが困難な方
② 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し水道料金等の支払が困難な方
が対象となります。

Q. いつの請求分が対象？



A. お支払期限が
令和2年3月30日の分から
令和2年6月30日の分まで
の水道料金等が対象となります。

Q. 手続きはどうすればいい
ですか？



A. 所定の申請書の提出をお願いします。

【お問い合わせ先】

岩泉町役場 上下水道課

TEL: 0194-22-2111（内線番号214・217）

●営業時間：土日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分